

◎佐賀県条例第13号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
<p>別表第3（第5条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p>別表第3（第5条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <p>略</p> <p>備考 1 略 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。</p>																								
<p>別表第7（第5条関係）</p> <p>行政職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3級</td><td>事務主任の職務</td></tr><tr><td>4級</td><td>1 事務長の職務 2 困難な業務を処理する事務主任の職務</td></tr><tr><td>5級</td><td>困難な業務を処理する事務長の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	職務の級	標準的な職務	略		3級	事務主任の職務	4級	1 事務長の職務 2 困難な業務を処理する事務主任の職務	5級	困難な業務を処理する事務長の職務	略		<p>別表第7（第5条関係）</p> <p>行政職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3級</td><td>主査の職務</td></tr><tr><td>4級</td><td>事務主任の職務</td></tr><tr><td>5級</td><td>事務長の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	職務の級	標準的な職務	略		3級	主査の職務	4級	事務主任の職務	5級	事務長の職務	略	
職務の級	標準的な職務																								
略																									
3級	事務主任の職務																								
4級	1 事務長の職務 2 困難な業務を処理する事務主任の職務																								
5級	困難な業務を処理する事務長の職務																								
略																									
職務の級	標準的な職務																								
略																									
3級	主査の職務																								
4級	事務主任の職務																								
5級	事務長の職務																								
略																									

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 令和3年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例（次条第1項において「改正前の給与条例」という。）別表第3の給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、この条例による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例（附則第6条において「改正後の給与条例」という。）別表第7に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第3の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、旧級、新級及び旧号給に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(切替えの特例)

第4条 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における前2条の規定の適用については、附則第2条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第1項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料月額に加算する額の経過措置)

第6条 改正後の給与条例別表第3の備考の2の規定の適用については、令和4年3月31までの間は、同備考の2中「6,000円」とあるのは「4,000円」とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、令和8年3月31までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職

員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(人事委員会規則への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1 (附則第2条関係)

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
		4級
	4級	4級
		5級
	5級	5級
	6級	6級

附則別表第2 (附則第3条関係)

附則別表第1の旧級欄に対応する新級欄に1の職務の級が掲げられている職務

の級である職員の号給の切替表

旧級 旧号給	1級	2級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	2	2	1	2

3	3	3	1	3
4	4	4	2	4
5	5	5	3	5
6	6	6	4	6
7	7	7	5	7
8	8	8	6	8
9	9	9	7	9
10	10	10	8	10
11	11	11	9	11
12	12	12	10	12
13	13	13	11	13
14	14	14	12	14
15	15	15	13	15
16	16	16	14	16
17	17	17	15	17
18	18	18	16	18
19	19	19	17	19
20	20	20	18	20
21	21	21	19	21
22	22	22	20	22
23	23	23	21	23
24	24	24	22	24
25	25	25	23	25
26	26	26	24	26
27	27	27	25	27
28	28	28	26	28

29	29	29	27	29
30	30	30	28	30
31	31	31	29	31
32	32	32	30	32
33	33	33	31	33
34	34	34	32	34
35	35	35	33	35
36	36	36	34	36
37	37	37	35	37
38	38	38	35	38
39	39	39	36	39
40	40	40	37	40
41	41	41	38	41
42	42	42	39	42
43	43	43	40	43
44	44	44	40	44
45	45	45	41	45
46	46	46	42	46
47	47	47	43	47
48	48	48	44	48
49	49	49	45	49
50	50	50	46	50
51	51	51	46	51
52	52	52	47	52
53	53	53	48	53
54	54	54	49	54

55	55	55	50	55
56	56	56	51	56
57	57	57	51	57
58	58	58	52	58
59	59	59	53	59
60	60	60	54	60
61	61	61	54	61
62	62	62	55	62
63	63	63	56	63
64	64	64	57	64
65	65	65	58	65
66	66	66	59	66
67	67	67	60	67
68	68	68	61	68
69	69	69	62	69
70	70	70	63	70
71	71	71	64	71
72	72	72	65	72
73	73	73	65	73
74	74	74	66	74
75	75	75	67	75
76	76	76	67	76
77	77	77	68	77
78	78	78	69	
79	79	79	69	
80	80	80	70	

81	81	81	70	
82	82	82	71	
83	83	83	71	
84	84	84	72	
85	85	85	72	
86	86	86	73	
87	87	87	74	
88	88	88	74	
89	89	89	75	
90	90	90	75	
91	91	91	76	
92	92	92	77	
93	93	93	77	
94		94		
95		95		
96		96		
97		97		
98		98		
99		99		
100		100		
101		101		
102		102		
103		103		
104		104		
105		105		
106		106		

107		107		
108		108		
109		109		
110		110		
111		111		
112		112		
113		113		
114		114		
115		115		
116		116		
117		117		
118		118		
119		119		
120		120		
121		121		
122		122		
123		123		
124		124		
125		125		

附則別表第3（附則第3条関係）

附則別表第1の旧級欄に対応する新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表

旧級 新級 旧号給	3級		4級	
	3級	4級	4級	5級
1	1	1	1	1

2	2	1	1	1
3	3	1	1	1
4	4	1	2	1
5	5	1	3	1
6	6	1	4	1
7	7	1	5	1
8	8	1	6	1
9	9	1	7	1
10	10	1	8	1
11	11	1	9	1
12	12	1	10	2
13	13	1	11	3
14	14	1	12	4
15	15	1	13	5
16	16	1	14	6
17	17	1	15	7
18	18	1	16	8
19	19	1	17	9
20	20	2	18	10
21	21	3	19	11
22	22	4	20	12
23	23	5	21	13
24	24	6	22	14
25	25	7	23	15
26	26	8	24	16
27	27	9	25	17

28	28	10	26	18
29	29	11	27	19
30	30	12	28	20
31	31	13	29	21
32	32	14	30	22
33	33	15	31	23
34	34	16	32	24
35	35	17	33	25
36	36	18	34	26
37	37	19	35	27
38	38	20	36	28
39	39	21	37	29
40	40	22	38	30
41	41	23	39	31
42	42	24	40	32
43	43	25	41	33
44	44	26	42	34
45	45	27	43	35
46	46	28	43	35
47	47	29	44	36
48	48	30	45	37
49	49	31	46	38
50	50	32	47	39
51	51	33	48	40
52	52	34	48	40
53	53	35	49	41

54	54	36	50	42
55	55	37	51	43
56	56	38	52	44
57	57	39	53	45
58	58	40	54	46
59	59	41	54	46
60	60	42	55	47
61	61	43	56	48
62	62	43	56	49
63	63	43	57	50
64	64	43	58	51
65	65	43	58	51
66	66	43	59	52
67	67	44	61	53
68	68	44	62	54
69	69	44	62	54
70	70	45	63	55
71	71	45	64	56
72	72	45	65	57
73	73	46	66	58
74	74	46	67	59
75	75	46	68	60
76	76	47	69	61
77	77	47	70	61
78	78	47	71	61
79	79	48	72	61

80	80	48	73	61
81	81	48	74	62
82	82	48	75	62
83	83	48	75	62
84	84	48	76	62
85	85	49	77	62
86	86	49	78	63
87	87	49	79	63
88	88	49	79	63
89	89	50	80	64
90	90	50	81	65
91	91	50	82	65
92	92	50	82	66
93	93	51	83	67
94	94	51	84	67
95	95	51	85	67
96	96	51	86	67
97	97	51	87	68
98	98	52	88	69
99	99	52	89	69
100	100	52	90	70
101	101	52	91	70
102	102	52		
103	103	53		
104	104	53		
105	105	53		

106	106	53		
107	107	53		
108	108	54		
109	109	54		
110	110	54		
111	111	54		
112	112	54		
113	113	54		